

笠間市議会議会運営委員会記録

令和5年6月2日 午前10時34分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
〃	大貫	千尋	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長 後藤弘樹君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山	浩太
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久

議事日程

令和5年6月2日（金曜日）

午前10時34分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 一般質問の取り扱い等について
 - (2) 発言順序の抽選
 - (3) 付託案件の審査

・陳情 5－2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情

(4) 議会基本条例に基づく今後の取り組みについて

・笠間市清掃施設整備計画について

(5) その他

午前10時34分開会

○西山委員長 それでは、皆さん、本会議に引き続きよろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員の皆様並びに議長におかれましては、本会議に引き続き議会運営委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の会議は、5月31日に一般質問の通告を締切り、通告者数が決まりましたので、一般質問の日程及び発言順序について協議願ひたく開いた次第であります。

○西山委員長 それでは早速会議を開きますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、執行部より総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いいたします。

また、本日は傍聴の申出がございますので、これを許可いたしました。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長 それでは会議に先立ち、議長より御挨拶をお願いいたします。

○大関議長 本会議に引き続き御苦労さまでございます。

今、議会運営委員長からあったように、初日に一般質問の通告が締め切られ、人数が決まりました。3日間の日程についてであります御協議をいただき、円滑な運営によりお願ひすることをお願いいたしまして、御挨拶に代えさせていただきます。

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 一般質問の取り扱い等についてを議題といたします。

事務局より説明を願ひます。

次長。

○堀内議会事務局次長 一般質問の取り扱い等について御説明申し上げます。

タブレット資料02、令和5年第2回定例会一般質問通告表を御覧いただきたいと思います。

一般質問通告の受付順に議員名と質問項目を一覧表にしたものを掲載させていただいております。今回は、13名の議員から通告がありました。

今回提出されました一般質問通告の中で重複していると思われる質問はございませんでしたので、報告をさせていただきます。

以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、今回は質問内容等で重複する部分はありませんでしたので、御承知をお願いいたします。

次に、一般質問の割り振りについて協議したいと思います。

一般質問の日程は既に御承知のとおり、9日、12日、13日の3日間となっております。通告者が13名でありますので、割り振りにつきましての皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 5、4、4ぐらいでよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○西山委員長 ただいま13名ということで、5、4、4という案が出ました。

そのほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 いいですか、なければ畑岡委員の御提案のとおり、初日9日を5人、12日を4人、13日を4人ということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○西山委員長 次に、一般質問の発言順序ですが、申合せ事項により、議会運営委員会において抽せん決定することになっております。

それでは、くじ引を行います。

事務局の準備をお願いいたします。

○堀内議会事務局次長 今回のくじ引は石松委員に……。

○西山委員長 ちょっと待って、今回は畑岡委員かな……ごめんなさい、今回のくじ引は石松委員をお願いいたします。

○鶴田次長補佐 受付順にくじ引をしていただきます。受付順です。

1番安見貴志議員の順番を引いていただきます。お願いします。確認してもらってよろしいですか。

○西山委員長 それでは、石井委員の確認。

○石井 栄委員 3番です。

○鶴田次長補佐 安見貴志議員が3番となりました。

続いて、2番川村和夫議員です。

○石井 栄委員 5番です。

○鶴田次長補佐 川村和夫議員は5番です。

続いて、3番酒井正輝議員になります。

○石井 栄委員 7番です。

○鶴田次長補佐 酒井正輝議員は7番目です。

続いて、4番河原井信之議員。

○石井 栄委員 8番です。

○鶴田次長補佐 河原井信之議員は8番になります。

続いて、5番目、石松俊雄議員です。

○石井 栄委員 13番です。

○鶴田次長補佐 石松俊雄議員13番目です。

続いて、石井 栄議員です。

○石井 栄委員 11番です。

○鶴田次長補佐 石井 栄議員11番です。

続いて、内桶克之議員です。

○石井 栄委員 6番です。

○鶴田次長補佐 内桶克之議員6番目です。

続いて、坂本奈央子議員です。

○石井 栄委員 1番です。

○鶴田次長補佐 坂本奈央子議員1番です。

続いて、鈴木宏治議員です。

○石井 栄委員 4番です。

○鶴田次長補佐 鈴木宏治議員4番目です。

続いて、林田美代子議員です。

○石井 栄委員 10番です。

○鶴田次長補佐 林田美代子議員10番です。

続いて、田村幸子議員です。

○石井 栄委員 2番です。

○鶴田次長補佐 田村幸子議員2番です。

続いて、西山 猛議員です。

○石井 栄委員 9番です。

○鶴田次長補佐 西山 猛議員9番です。

続いて、畑岡洋二議員は。

○石井 栄委員 12番です。

○西山委員長 くじ引の結果を事務局で発表願います。

○鶴田次長補佐 それでは、くじ引の結果を発表いたします。

6月9日金曜日、1番坂本奈央子議員、2番田村幸子議員、3番安見貴志議員、4番鈴木宏治議員、5番川村和夫議員。

2日目、6月12日の順番は、1番内桶克之議員、2番酒井正輝議員、3番河原井信之議員、4番西山 猛議員。

3日目、6月13日は、1番林田美代子議員、2番石井 栄議員、3番畑岡洋二議員、4番石松俊雄議員となります。

以上です。

○西山委員長 それでは、一般質問の発言順序につきましては、ただいま発表のとおりといたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

そのほかで執行部でなければ、案件、報告等がなければ退席を願います。よろしいですか。

では、退席をお願いいたします。

〔執行部退場〕

○西山委員長 それでは次に、当委員会に付託となりました、陳情5-2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情の審査を行います。

配付資料を御覧ください。

事務局、朗読をお願いします。

○鶴田次長補佐 それでは朗読させていただきます。

笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情について。

陳情趣旨。私たち市民が地方行政、議会に関心を持ち、市政に参加、疑問や要望を述べたい場合、請願書や陳情書は有効な手段であり、また、法律上の権利としても保障されています。そして、住民が請願書、陳情書を作成するに当たり参考にするのが、過去に提出された請願書や陳情書です。

現在のところ、笠間市議会において住民が過去に市議会に提出された請願書、陳情書の閲覧を希望する場合、議会事務局に開示請求の手続を行わなければ閲覧はできず、議会事務局及び市民の時間的、経済的負担は少なくありません。インターネットが普及する前の時代ならいざ知らず、デジタルトランスフォーメーション推進の議論が進んでいる昨今、

ホームページ上での一律公開は早期に実現可能な施策であり、市民の市政参加の促進、議会情報へのアクセスの利便性上、市政及び市議会への関心を高める方策としても有効かつ有益であると考えます。議会への市民参加を促す点から、他の地方議会においても請願や陳情をホームページ上で公開され、いつでも、誰でも、どこからでも、何度でも閲覧できるよう整備されています。一例として、茨城県議会では、採択、不採択にかかわらず請願を公開し、埼玉県和光市では、採択、不採択にかかわらず請願を公開しています。

本陳情は、笠間市議会基本条例第3章第7条、議会は市民に対し、積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない、2、議会は、本会議をはじめ全ての会議を原則として広く市民に公開すると規定された法的要請の履行と考えます。

市民が簡易に請願、陳情、採否理由を閲覧できるよう整備することは、選挙のみで議会任せにせず、行政行為や議会活動全般に対して、当事者として市政参加し、住民自治と団体自治で構成された地方自治の社会的基盤強化の点で必要不可欠だと考えます。同時に、市民から提出された請願陳情を取り扱う議会活動の透明性を高める姿勢が、市民に開かれた議会を有する市民であることへの誇りになると考えます。多くの住民がより簡易に閲覧が可能となり、住民が積極的に市政への参加ができるよう体制の整備を、笠間市議会においてもぜひ御検討いただくようお願いいたします。

陳情事項、笠間市議会において過去に提出された請願陳情賛否理由の全文を笠間市議会ホームページ上での公開を陳情いたします。（ただし、希望者を除き提出者の個人情報原則除く）

以上です。

○西山委員長 朗読が終わりました。

本陳情につきまして、御意見、質疑等がございましたら挙手によりお願いいたします。
内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 今般、笠間市議会でも委員会での議事録公開をやるということに踏み切りました。それに鑑みて請願や陳情についても議論をし、その議事録が公開されるということになります。それに伴って、陳情請願を結果として公開することは悪いことではないと私も思いますので、そこも一緒に併せてやれば市民の皆さんも分かりやすい内容になると思いますので、それはやるべきだと思っております。

以上です。

○西山委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員 基本的には、公開に賛成という立場なのですが、そのときに内々の話の中でもちょっと出たのですが、陳情者の名前も全て出すのか、出さないのか。要するに、どんどん出して陳情者の、私は頑張っていると、ある意味広告塔的に使うような人が考えられたときにどうするんだというような話が出たというのが一つ。あと、陳

情の趣旨とかいう本文の中に、要するに原文そのまま全部出したときに、誹謗中傷的な表現が入っていたときはどう扱うかというのが、ちょっと議論してもいいのかなと思う。その2点でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 この陳情を採択すべきものとするのか、採択、不採択とするかというのを決めなければいけないと思うのですけれども、過去も含めて全て公開をするということにおいては若干議論をしないといけないと思うんです。ただ、趣旨的には公開をするということについては全く問題がないと思いますし、むしろ進めていかなければいけない問題ですから、趣旨採択として公開する方向で今後、過去の部分も含めて公開する方向で議論していくというふうに処理をしたらいいのではないかなと思います。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 賛否の前に、一番最後の「ただし、希望者を除き」希望者というのは誰を指しているんでしょうか。ここの記載、誰が希望、その点、ちょっとお聞きできればと思ったのですが、賛否の前に。

○西山委員長 事務局、説明。

次長。

○堀内議会事務局次長 今、現状ということで、私のほうから参考資料を用意をしております、まず現状のほうの説明もさせていただきたかったと。

○西山委員長 違う、今の質問です。

○堀内議会事務局次長 そうですか。今としては、個人の氏名等も件名の中で公開をしているのですが、この4月から議会の個人情報保護条例が制定されまして、なのでそのあたりも、請願、陳情者の個人情報も保護しなければならないということになっております。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀内議会事務局次長 個人は誰を指すかということになりますか。

○石井 栄委員 希望者というのは誰のことなのですかということです。

○堀内議会事務局次長 今回の事例もそうなんですが、陳情者は個人の方になりますので、陳情を提出されたときに、個人情報出すか、出さないかということを個人の方から希望を確認するということが必要になるのかなと思います。

○西山委員長 次長、提出者ですね。

○堀内議会事務局次長 提出者です。

○西山委員長 間違いないですね。

○堀内議会事務局次長　そうです。

○西山委員長　提出者を指します。その希望というのは、提出者がどうなのかということ、出すか、出さないかということを行っているのかな。

石井委員。

○石井　栄委員　その点を確認したので、分かりました。そうかなとは思ったのですが。

○堀内議会事務局次長　申し訳ありません。

○石井　栄委員　それでここに書いてあることは、読んでみましたら、否定することは難しいですね。だから、この内容を反対するというのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに、私はこれを読んで思いました。

以上です。

○西山委員長　御意見あればなんですが、基本、皆さん賛成なのですが、ここで、陳情書なので、採択すべきもの、あるいは不採択ということになりますが、今、石松委員よりありましたが、趣旨を了承すべき、採択すべきじゃないか。今後、議論すべき点はあるんじゃないか。過去のものもということを含みで、この陳情は丸のみはできないんじゃないかという意見がありました。だから、採択すべきもの、それから趣旨は採択だよという二つに分かれました。

ほかにあれば。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員　趣旨採択でいいと思うのです。というのは、その理由は、みんなで話し合って期限を切らなくちゃならないと思うのです。要するに何年分だけある、20年も、30年も、40年もずっと全部やっていたって大変だから、例えば、今現在から10年先とか、5年先とかというその議論をしなくちゃならないので、丸のみでこれを採択というのにはいかならないと思のです。事務局の仕事の問題も出てきますから、だからその辺、趣旨採択にしておいて、みんなできちんとした議論をしていったらと、この19番大貫は思います。

○西山委員長　それでは、趣旨採択の意見、それから採択すべきものということで、二つになりました。

いかがでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員　石松委員、大貫委員が言ったように、趣旨は採択して内容を吟味する。それで今回の個人情報保護の今後のこともあるので、そこは議論をして詰めていくということでもいいと思います。

以上です。

○西山委員長　畑岡委員。

○畑岡洋二委員　現時点では、趣旨はほぼいきましようかと、賛成しましようというのは、だんだんこの方向になると思うんですけれども、議論をした結果として、全部これと同じ

になったときということも考えられますよね。どこかに制限をかけるというふうで落ち着くのか、議論したんだけどここに落ち着くのかというのは、今後の話になってしまうと思うんです。そういうときの扱いというのはどういう結果になるんですか。現時点では、趣旨採択しますよと、議論したんだけど、これも、これもいいよと結果的になるような場合というのはゼロではないと思うのです。今、議論が足りないから趣旨ということなのかなと思って、その辺どう扱うのかなと気になったところなのですよ。すみません。

○西山委員長 おっしゃるとおりです。議論をしていなくて趣旨を採択して、議論したら、またここに戻ったということはありません。となると、継続という案も一つ出てきます。それがいいのか、それとも趣旨採択をして議論を進めていって、要するに意見を出し尽くして、最終的な結論を出す。ただ、陳情についての取扱いについてはこの委員会で付託されたものですから、この段階で採択すべきもの、あるいは趣旨採択、あるいは不採択、あるいは継続ということになると思うんですが。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今の時代、これをどういう形であれ、採択しないわけにはいかないです。情報公開というのは、あくまでも世界中、日本中、常識だから。だから、基本的に継続審査ではなくて、趣旨は趣旨として採択してあげる。あなたの出した陳情については趣旨は採択しますよと、ただ、期間の問題やいろいろな問題があるから、結局、丸のみでという形ではなくて、議会の姿勢からすれば趣旨採択で継続的な議論を。

○西山委員長 畑岡委員が心配しているのは、ここで趣旨採択したけれども、議論していったら、また、結局この陳情そのものを全て採択、例えばですよ、採択と同じ扱いになっちゃうよねといったときのギャップはどうするの。

大貫委員。

○大貫千尋委員 議会運営委員会で取扱いについて決定をして、全協で皆さんに報告をして、それで決めればいいのかと思うんです。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 無理ですよ、これはできないでしょう。過去の分まで遡っていくのは、一定の検討しないと公開はできないということですから、すぐに公開するというよりも陳情書の結果どおりにならないじゃないですか。

○大貫千尋委員 だから、趣旨採択をして。

○石松俊雄委員 議論しても陳情書の結果どおりにはならないですから、趣旨採択でいいでしょうと。継続審査ではないです。あり得ないです。議論しても。

○大貫千尋委員 私も継続審査という話はしていない。

○西山委員長 委員長の権限で、ちょっと継続審査ということも加えました。

石井委員。

○石井 栄委員 今、趣旨採択と継続審査とそういう話まで、そうしますと私がこれを読

んで思ったことは、これを不採択にするということにはできないだろうと、採択の方向でや
らなくちゃ駄目だと思うんですが、趣旨採択もその一つなんですが、趣旨採択して終わっ
ちゃっては趣旨を採択した意味が十分体现されないので、趣旨採択した後、この趣旨を実
現につなげていくためにどういうふうにしていくかというのを、はっきり持っていき方を
附帯決議か何かで示していく必要があるんじゃないかと思うのです。いつまでに結論を出
すとか、どういうふうにするとか、その方向性を同時に議論していかないと、その結論を
得ないと、趣旨採択して終わっちゃってはこの趣旨にも合わないんじゃないかなと思いま
して、そういう今後のプロセスも明確にしていく必要があるのではないかなというふうに
思いました。

以上です。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 趣旨採択をするという意味には、趣旨を採択するわけですから、公開に
向けて議論をするということが趣旨採択の希望ですよね。だから、趣旨採択したら何もし
ないなんてあり得ないでしょう。この趣旨を採択するということは、公開に向けて議論を
していく、様々な障害を除くために時間が必要だということなんでしょう。そうしたら、
趣旨採択で十分じゃないですか。私は趣旨採択だけで十分だと思います。

○大貫千尋委員 委員長、休憩しませんか。

○西山委員長 暫時休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時05分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次長。

○堀内議会事務局次長 それでは、参考資料を本日、今後検討していくに当たって用意し
ておまして、そちらをちょっと補足的に御説明をさせていただきたいと思えます。

資料のほうは、05です。お開きいただきたいと思えます。

これまでに提出された請願書、陳情書の数を事前に調べております。過去といたしまして
もどこまで遡るかということがありますが、今確認できますのが合併以降の件数でした
らすぐに調べられましたので、一応、合併以降という条件で提出された請願書、陳情書に
つきましては、合計で184件ございました。そのうち、委員会で審査されたものは115件で
ございます。

次に、現状についても、今どのようになっているかについても御説明したいんですけれ
ども、合併以降の請願陳情の審査結果、受理番号、件名、議決年月日、結果のみを現在は
笠間市議会のホームページに掲載をしております。採択されたものについては、国等への
意見書が議決された場合は、市議会ホームページ内に意見書、決議ページに意見書、こち

らも件名と議決年月日と意見書の送付先と意見書の本文という形で掲載をしているのが現状でございます。あと、賛否の理由、審査の過程が確認できる委員会の会議録については、現在は公開は行っていないというのが現状で、本年4月から予算化いたしまして、委員会の会議録につきましてもホームページ上で公開することとなっております。

もし、仮に請願陳情のほうをホームページに掲載していく、参考までに参考手順を載せているんですが、①としまして、資料の全ての個人情報等マスキング、見えないような形で黒塗りをかけましてPDF化をしまして、1年ごとに請願陳情一覧が掲載されたページを作成いたしまして、請願の陳情名をクリックいたしますと、その本文のほうに飛ぶような形といいますか、閲覧ができるようなリンクを入れ込むというような作業が必要になります。もし、仮にこの作業を合併以降の件数で行った場合、どの程度の期間を要するかということで概算ではございますけれども、115ページをホームページ掲載した場合、約5か月、6か月程度、通常業務の中で行った場合に期間として必要かなと試算しております。

以上でございます。

○西山委員長 その説明必要だったんですか。だって、付託された案件というのは、この陳情書を採択すべきか、不採択か、あるいは別な趣旨採択、継続というような、そういう議論をしなくちゃならないですけども、それは何か必要ですか。次長、何か考えがあるなら、そこは事務局として。

○堀内議会事務局次長 現状の説明を補足的にさせていただいて、今後どの期間でそれが実現するかということもある程度考えた上で、過去をどこまでやっていくべきかという、あくまでも参考ということで一応、出させていただいております。

○西山委員長 すみませんけれども、そのことはこれを採択したらどうなるのということにつながると思うんです。でも、そういうことを予期して、石松委員は過去って整合性がないよねという意見を出してもらっているんですけども、具体的にじゃあ何件あるのという話になれば、それは調べなくちゃならないかもしれないけれども、どうなんですか。事務局の何か、主導が事務局になってしまっているような気がするんですけども、いいですか。

○堀内議会事務局次長 決してそういうことではございません。すみません。

○西山委員長 では、参考として。

それでは、基本的には採択すべきものなんだ。しかし状況を見て、過去のもの、あるいは今後のものを含めてどのようにすべきかということ、現状も踏まえて趣旨は採択しておくべきであると、現段階で当委員会とすればということに集約されたような気がしますが、よろしいですか。

そんな感じでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、ほかに発言がなければ、質疑を終結させます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認め、趣旨採択とすることといたします。

以上で付託された陳情の審査を終わりにいたします。

○西山委員長 次に、議会基本条例に基づく今後の取り組みについてですが、初めに、前回5月24日の議会運営委員会の中で委員の皆様から、清掃施設整備事業について議会として特別委員会を設置すべきではないかとの意見がありました。本事業の進捗状況については、執行部より4月21日、5月19日の全員協議会で説明がありましたが、5月19日の全員協議会の資料を本日の協議のための参考資料としておりますので、御覧いただきたいと思っております。これが、06です。

それでは、御意見のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 御意見というのは、何を指しているのか。

○西山委員長 今、お話ししたように、21日、19日の全員協議会での説明がありましたが、特別委員会を設置すべきであるという意見が出ておりますので、委員会の中で出ておりますので説明がありましたが、説明を見ていただいて、その上でどうすべきかということをご皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは地元の意見、地元の声もあるんですが、当初、今、設置してある、地元との協議がなされていて協定書も結ばれているんです。その当時は、友部町、岩間町、内原町の友部外2町で、地元代表並びに当時の管理者である村上町長、それと副管理者である岩間の町長と内原の町長、ところが、地元で幾らかざわざわし始まったのが、要するに何と言いますかね、担当する所轄が、課長が替わったりなんかして一貫性がないんです。だから、本来は協定をし直して、要するに今の山口市長と、今度は4月1日から山口市長がこの施設の管理者ですよ、その新たな協定もなされてない。だからこれは、その意見具申を言うべき職員もいないのかなと。これ必ず先行って、これは後で動きますよ。というのは、市長が意見を聞かないのか、または職員が、そこまで周囲が、規則がない。現実には、十何項目にわたって協定書を結んでるわけです。だから今、結局、山口市長が悪者になっちゃう、今の状態で。だから、市長に対してフォローする職員がいないの。それで、

もう4月1日から笠間のごみを持って行って燃している。

だからそういう中であって、これは正直言いますと、特別委員会をきちんとつくって、その協定書の問題とか何かについても議会のほうから意見具申をきちんと出していかないと将来トラブルになるし、また、水戸市の場合なんかは市長が議会に投げたんです。逆に特別委員会をつくってくださいよと、自分だけで責任をしようのが大変だから。また、それで市長の地元で造ったわけね、旧何村といたって、忘れちゃった。常澄村、自分の生まれ育った地域に、場所がないので造った。それで議会のほうに投げた。議会とキャッチボールをしてあれした状況だから。ちょっとね、市長は大変優秀なんだけれども、我々からすると市長の下にいる職員らが何かちょっと不安だ。やるべきことをやっていない、だから、やはり議会からいろいろな意見を出した中で、その協定書の問題にしても何の問題にしても。

それで、道路についても14路線の整備をするという約束を結局、村上町長と、内原、岩間の町長が協定書を結んでいるのだ。だから管理をします、管理をしたのなら管理をしたという形をきちんと。今の山口市長は、行政というのはトップが替わろうが何がしようが行政の一貫性というのがあるわけだから、前任者が決めたことは後任者が履行しなくちゃならないわけです、住民との約束があればね。だから、そういうことをきちんとやってもらった形の中でやっていただきたいな。そういう不安もあるので、私も特別委員会はつくるべきだし、また、議員の角度の違った意見を集約した中でやっていかないと、このままいくと何か市長が悪いことになっちゃう。そういうことで、水戸市に倣って特別委員会はつくるべきだと私は思います。

○西山委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 笠間市の場合は、特別委員会がなかなかつくっていないという状況もありますけれども、特別委員会の設置する理由というのは、広義の理由、大きな理由でいくと専門的な知識や意見の収集を委員会で審議ができるということと、それに対しての政策の評価と改善、建設工事なども含めれば、その監督や調査も含まれるということになります。先ほど言った、大貫委員が言った、地域との関係と意見の調整なども、やはり議員がその委員会にあった場合、調査しやすくなるという部分があると思います。

そういう意味で、今回の特別委員会の清掃施設を見ると、ごみ処理、清掃施設というのが市民生活に一番近い施設になるわけです。そういう意味で、建設費も膨大になって、供用年数も長い、そのものを建設するに当たって、しっかり議論して建設するべきだと私は思います。

その上で、先ほどの全協でも説明がありましたが、審議のテーマということで行くと、今までの施設整備計画やPFIの事業の可能性などをやっているのだから、今までのことはいいとして、これからもまだ続くわけです。そういう意味で、続く内容が、例えば計画ごみ

処理量の設定とか計画ごみ質の設定、それとか余剰利用、余剰じゃない予熱だな、余熱利用と発電の計画なども検討されるわけです。それによって予算規模も大分違ってくるといふこともあるので、その部分の調査、審議、それと今回、一番出ているのが事業者選定アドバイザーという笠間市で初めてのケースをやるわけです。このアドバイザー契約によって、設計や建設工事の方向性が決まってしまうという重要な内容になると思います。その部分をしっかり議員、議会としても審議する必要があるんじゃないかと私は思っていますので、それを含めてアドバイザー契約をした内容が今度は設計工事に反映され、設計工事の進捗をしっかりと管理していくのも議会のチェック機能としては必要じゃないかと思っておりますので、今回はこの案件について、やはり特別委員会を設置すべきではないかと私は思っています。

以上です。

○西山委員長 ほかにありますか。

田村委員。

○田村幸子委員 一応、私たちも党で協議をさせていただいたのです。今回のこの施設に関しましては、非常に多額の費用がかかっているということと、それから基本方針の中の4番目のところに、地域と共生する施設というところで、今後、環境にしっかり配慮した施設にしていくためにも、ごみの削減、再利用、また再稼働、再生可能という視点からいくと、やはり長期的にいろいろな課題が今後も起こってくるのではないかなと思ったときに、委員会の規模は代表者で持つか、あるいは人数的なものというのは、今後つくるときは考えていくことだと思います。

やはり、まず委員会を開設することによって、しっかりといろいろな意見交換ができるということと、それから専門の方々なども呼びながら勉強もしていけるということと、あとは、やはり記録が残るということはとても大事なかなと思っておりますので、基本的には、そういったチェック機構というのはつくっていくことが大事なのではないかなという意見にまとまりました。

○西山委員長 設置すべき。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 私は前回の議会運営委員会のときも言いましたけれども、何を付議するのかというのは明確にすべきだというふうに思います。基本的に、この前も言った話を繰り返して申し訳ないですが、見える化、事業導入可能性調査、それから事業者選定アドバイザー、これ予算通してしまっているわけですね。予算を通す前に、この予算を通すに当たってどうなのかということで、議会独自で調査をする必要があるというのであれば、それは調査特別委員会の必要性というのはそこにはあったのかもしれませんが、既に、ここの部分については予算が通って事業が執行され始めています。

問題は、先ほど言われていた、事業者選定に向けたアドバイザー業務がどういう内容

なのかとか、あるいは基本設計がどういうものになるのかということは、議会独自として特別調査をするというよりも、執行部が提案してきているものがかなっているのかどうか、いいものなのかどうか、そこをきちんとチェックをしていくということが私は大切なことだろうというふうに思うのです。

そうすると、議会独自で調査する調査特別委員会ではなくて、所管とか、あるいは弁護士とかそういう手法を用いてきちんとチェックをしていくという、そちらのほうが私は大事ではないかなと思います。付議する事項が明らかにならない以上は、私は調査特別委員会をつくるということには反対です。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 我々議会にも責任はあるのだろうけれども、今まで容認した形で大した議論もしない、勉強もしないで、今、石松委員が言ったようなこと通してしまった。しかし、これは必要性を話すわけなんです、私が、30何年か前に本当に痛感して反省したこと、それは結局、将来、あそこの工業団地が早くできて、人口がこうでああで、そうでああでという中で、今現在の施設が110トン級はあるんです。しかし、予想とは大きく反している。この間の3.11の震災時期で最大稼働して85トン、それも16時間の稼働ですよ。だから当然、当初80トンで造ったにしたって、16時間を24時間に切り替えれば、結局90トン近くのごみは焼却炉できるわけです。今の施設は、全ての施設が何時間燃そうが、基本設計は24時間燃せる設計です。じゃないと、それは緊急災害とかいろいろなことに対して適用できるのか、できないのかと。

そうすると結局は、あの当時としても、友部町、岩間町、内原町、3つでやったから、そんなには予算は圧迫はしなかったんだけど、結局は30何億円どぶに捨てていたんです。これから一応、それ何トンにするかという、そういうのを役所のほうでもし始まるわけだから、当然、見守る形の中でもつくらなければ駄目だし、ただ、提出された案件に対して賛成なのか、反対なのかで、その1件に対しての議論をただけでは進まない、議会としての責任が取れない。それは要するに30億円、40億円の無駄な資金を使ってしまったり、結局は今の現在使っているゆかいふれあいセンターについても、今現在、予熱でできるわけだったのだけれども、現実には熱量が足りなくて重油を燃しているのです。

だから、そういうものを含めた中で、これから少子高齢が進んでいく中で、だんだんに。今までの大型施設については、運営面まで国や県の補助があった。これから水道事業にしても下水道事業にしても、焼却施設にしても単独、市でやっていきなさいという時代が変わっていつてきているのです。水道事業なんかも今、茨城県の企業局が後押しをして、日本の国が後押しをして、我々の飲む水を県の企業局が施設を造って、それで友部の住民の約半分ぐらいの人に供給している。この事業に関しても笠間市単独でやりなさいよという方向です。これは、事務局長にしたって次長にしたって分かっていることだ、そういう方向にあるというのは。だから、大変な問題なのです。

だから、これは絶対何が何でもつくるべきであるし、議会としてのきちんとした説明責任を求めた中で、我々の意見もきちんとこうした中で、これから30年、40年、市民の一人一人の負担に関わる問題だから、まして地域住民とのコンセンサスもろくに取っていないような今、現状のそういうのがございます。とんでもない話。その辺からきちんとしていただくために。でないと、山口市長がよくよく悪者になっちゃう。

○西山委員長 副委員長、御意見どうぞ。

○益子康子委員 大貫委員の本当、前回の焼却場の規模についての失敗例ですよ、そういう意見もよく分かります。協定書の扱いについてもどうなっているのか、私たちはこれから知るべきです。今度の予算が100億円というとても大きな予算を使った事業ですので、私たちはチェックしていかなければならない。これは決まっていることだと思っております。しかし、数人でもし委員会をつくって、そうしたら何を付議するのか、石松委員の言っていることもすごくよく分かるのです。ですから、私たちはその委員会をつくって、どこまで専門的にどこまで深く分かるのか、どこまで意見を言えるのか、それは不安なところでもあります。

それで、これだけの大きな事業ですから、議員全員が関わって、例えば、全員協議会の後に進捗状況なり、そういった細かいところを担当部署に細かく聞けるような、そういった形を持っていく、つまり議員全員で聞けるような状況、そういったものをつくったほうがいいのかと思います。特別委員会で特別の時間を取ってつくるよりも、全員協議会とかそういった時間を取って、全員の議員が発言できる、聞ける、そういったほうがいいのかと考えております。

以上です。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 これについては、私は、執行部が考えているごみ処理場の計画の中でのいろいろな手法についても疑問があります。それから、あとは予算を認めたと言っても、総額100億円以上になるかもしれない大型の事業ですよ。年間の予算の3分の1にもなる大型の予算がかかると言われておきまして、これを一委員会で責任を取るといって、委員会での採択をして。担当委員会とすれば、総務産業委員会になるわけですかね。総務産業委員会でこの問題についての委員会での議決をして、それを本会議で議員の皆さんの判断を仰ぐという基本的な構図はそのようになるのかなと思うのですが、私は、一生懸命、総務産業委員会で議論をするとは思いますが、この点については、これは重過ぎると思うんです。それで特別委員会をつくって、しっかり議論をすることが私は避けられないんじゃないかなというふうに思います。

全員協議会でいろいろな意見を議員の皆さんから出していただくことは大事ですし、特別委員会で議論した経過を説明をして、随時そこで意見をいただいて、さらに特別委員会で、議員の皆さんの意見を受けた議論をしていくというのは非常に大事なことじゃないか

なというふうに思っています。それで予算は全額決まっているわけじゃないですので、これから節々に予算が提案されてきて、そしてその都度、予算が決まっていくわけですから、予算が全部決まっちゃってこれで何を付議するのかということではなくて、これから予算の執行も含めて権限を持つ委員会をつくっていかないと、私は後々、担当の委員会が決めたからだ、そして、それなので、議会でも委員会の決議を重んじて決定してしまったという従来の流れでは、私は議会としての責任を十分に果たすことはできないんじゃないかなというふうに思います。

今、言われている内容については、私は疑問点がたくさんあります。PFIについても、問題点はあるというふうに思っております。それなんかも忌憚のない意見をしっかり述べて私は対応していきたいというふうに思いまして、このまま進んでいくということは、大変これからのことが心配です。

委員会でもしっかり議論をして、いろいろな物事に臨んできましたけれども、最終処分場のあの大きな問題、問題が指摘されたにもかかわらず、再度指摘されて問題があらわになっている状況を見て、特別委員会の設立というのは私は絶対やらなければ議会としての責任が果たせないんじゃないかなと強く思っています。ぜひ特別委員会を数人じゃなくて、数人と言いましたが、数人じゃなくてももう少し枠を広げる可能性もあると思いますので、しっかり構成を整えて権限を持った委員会を新たに作るべきではないかと考えます。

以上です。

○西山委員長 畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員 私どものほうの話の、益子副委員長のほうからも出たところあるのですが、基本的には全員の意見を表現できる場所が必要なんだろうと。一部の人間の、委員会にするにしても何にしても、要するに全員が関われる場所というのが多分必須のような話、やるにしても私もそう思っているのです。それが今の全員協議会という場所で、できるのか、できないのか。それをまた別な委員会、それが特別委員会という形にするのか何にするのかというよりも、基本的には全員が意見を述べられる場所が必要だということのように皆さんの話は多分行き着くのかと、私もそう思っているのです。

それとはまた別に、個々の意見を執行部に確認する場所として、今回に限らず以前もそうですけれども、個別の一般質問という形でされている方もいます。ですから、委員会というより、全員の発表する場所というのは内々の中だけでやるのか対執行部でやるのかとなると、対執行部というのは非常に、私たちは一般質問、またはそれぞれの委員会の中という場所を与えられていると思うんです。

最終的にはそういうところで議論した話をどこかの委員会で決を採ったとしても、最終的には自分たちの賛否ということで、予算の最終的な審議は本議会でやるわけですから、そういう場所でどうなるかということになるのだろうと思うので、どちらにしても全員が参加できる場所をつくることなのかなと。それが今の特別委員会まで行かざるを得ないの

か、でも特別委員会になるところの何をするんだと、それをまた議論するのにまた時間がかかってしまって、1か月も2か月もかかってしまうって、それこそ何のためにやっているのかと。それまでにどういう形になるか分からないですけども、まずはみんなで議論する場所、全員協議会のたびに必ず説明を受けると。ただ、あれは単なる説明ということですから、もうちょっとどうするかというのは、議会側として特別委員会ができる、できないを議論している間にも時間は過ぎるのですから、その間にすべきことを並行してやりながら、結果としてどうするかというのはありますけれども、まずは意見のやり取りをする場所をきっちりをつくっていくというのは必要なんだろうなと思います。

以上です。

○西山委員長 大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 今の畑岡委員の意見も分からないこともないのだけれども、では、皆さん一例を挙げますね。この間、擁壁が倒れました。あれは業者と設計事務所のほうで話し合いをして、設計が悪かったんだという結論になりましたよね、皆さん知っていますか。しかし、我々全員協議会においても、我々一議員はなぜ設計が悪かったのかということは聞けません。ところが、調査特別委員会が設置されていれば、業者を呼んで説明聞けるんです。それだけに、法律的な質問の度合いが変わるんです。そのときに、設計事務所がうそをつきました、特別委員会に対して説明してください、うそをつきました、業者がうそをつきました。そうしたらば処罰の対象になるんです。それだけの法律的な裏づけがあるのかないのかでは、全然違うのです。

我々議員は、日本国の茨城県の地方自治法に基づいて議員という権限を与えられたわけ、我々は法律に基づいているんです。議員の仕事というのは基本的には行政、次長もいる、局長もいる、この人たちは法の番人なんです。法律の番人、日本国の憲法並びに日本国の法律の番人なんです。算数が私も3でした、国語は2でした。でも我々は、行政マンの監視役、法律の番人の番人なんです。その自覚をきちんと持たないと駄目だということなんです。

だから今回、今、畑岡委員や副委員長のほうからも意見が出たけれども、聞けないんです。全協でどう決めようが、相手が答えたくないことは聞けないんです。相手は聞く必要がないんです。だからその辺が要するに、こういう議論をいつまでやっていないで、結論を出せない人は勉強していないということだから、議員であれば勉強しなくちゃならないんです。だから、決を採って早く進めてくれ。

○益子康子委員 私たちとしては、専門家なり、業者なり、設計者なりを呼んで説明を聞く、聞きたい、そういうときにはやはり委員会としてつくっていないとできないのか、それとも全員の議員が委員会委員になれば呼んで聞けるのか、その辺のところいかがなんでしょうか。事務局長のほうへ質問です。

○西山委員長 局長、答弁できますか、するんですか、しますか。ちょっと論点がずれて

きちゃって、事務的なことだけちょっといいですか。

○西山議会議務局長 では、事務的なことでなのですが、過去には、例えば、タイケン学園を全員協議会が呼んで話を聞いたという経緯はあったのかなというのが、ちょっと今、ふと過去の部分の中ではそういうことがあったというのは記憶しているところですが、実際にはどういう経緯を踏んでそういう形になっていったのかなというのは調べてみないと分からない部分はあるのですけれども、そういうことで今の段階としてはそんな答えしかできないです。

○西山委員長 それでは今、皆さんの御意見を伺う限りでは、調査は必要である、議員という立場は市民の代弁者であり、代表であり、チェック機関の最大の機関であるということをご皆さん認識し、そのような意見をいただいております。ただ、手法として、常任委員会あるいは委員会の連合、あるいは全員協議会の中での説明でいいんじゃないかというような、今度は温度差という言い方が正しいかどうか分かりませんが、それぞれの考え方の違いがあるようです。

ただ、今、副委員長がおっしゃった意見された件は、つまり全員協議会では強制力がありません。なので以前にタイケン学園が来たのは自ら来ているはずですから、今回はそういうものを、強制力のある特別委員会にということをお大貫委員はおっしゃっているんだなと思います。ですから、その部分を考えてときに、皆さんの思いが市民の負託に応えられるかどうかといったときに、調査の中身は別として、特別委員会を利用するのは当然かなというのは、私、議会運営委員会委員長の立場の意見であります。

取りあえず、ここでどうすべきかというよりも、全員協議会を、開催をタイミング見て日程の中で調整して、全員協議会の中で議論すべきことかなと思われまます。その上で、議会運営委員会の中で決定してくれということであれば、もう一度議論するにしても、皆さんの多くの意見は、例えば、調査するにしても特別委員会を設置するにしても、全員が関わったほうがいいと意見もあつたり、調査は必要だと、これはみんな一致しております。必要だということは一致しておりますので、そこについては、全員協議会に1回投げたらいいかなと私のほうは思うんですが。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 そんな委員長の話だったら、議運の存在がないです。議会運営委員会としてはこういう結論になりましたけれども、賛成、反対あるにしてもこういう意見もありましたよという話は進めていかないと、我々はよくても悪くても議会運営委員会に選任されている、議会の進む方向を決めなくちゃ。

○西山委員長 いかがでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 委員長は、特に私の御意見を尊重していただけたのかなというふうに。ここで決められてしまったら、これは議会運営委員会の決議。例えば、調査特別委員会を

つくるということで決めてしまうと、私は議会運営委員会の委員ですから、決めたことに責任がありますので、全員協議会では反対の意見を言うことはできなくなってしまいます。だから、つくるんだったら全員でという意見もありますから、やはり委員長が言うとおりに、こういう二つの意見、三つの意見があったという議運の報告をきちんとしていただいて、全協で議論していただくというのが、私は一番いいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 そうすると、全員協議会で意見を聞いて、今議会で結論を出すということをおっしゃっていたんですか、今議会で議運の結論を出すということですか。

○西山委員長 そうではなくて、期限がどうこうというのはこれはまた別な問題で、議論の場を全員協議会に替えるべきじゃないのかというのが、取りあえず今の意見を集約するとそのように聞こえたので、一度、全員協議会に振った上で戻してもらえば戻してもらい、あるいは議会運営委員会の中でもう一度議論できるようにするというのが皆さんの御意見を聞く限りでは何か正しいような気がしました。

だから、調査は必要だ、要調査、これは一致していると思います。ただ、手法についてどうなんだ、あるいは設置するにしてもメンバーはどうするんだというような議論が出ているので、それまで全部ここで議会運営委員会の中で決めるのはいかがなものかなと私は思ったんです。

○石井 栄委員 では、それについてなんです、いいですか。全員協議会で議員の皆さんの意見をしっかり聞くというのは大事なことだと思います。それを受けて議運に付託されているわけですから、議運でその意見を踏まえた協議がされると、結論を出すということがやはり今の進捗状況から見て必要なんじゃないかなと思いますし、そういうプロセスの一環で全員協議会で意見を聞くということであれば、大変意義深い全協での意見の聴取になると思います。その上で、本議会中に議運としての結論を出すということなのかなというふうに思います。

以上です。

○西山委員長 前回、石松委員からも出ましたけれども、目的も何もはっきりしていないのということで、そういうことも本来設置すべきという観点からいけば当然出てくることなんですが、今、皆さんの御意見の中に、どうも少人数でというのはいかがなものかというのが出ました。だからそういう人数のことなんかも含めて、設置すべきということを前提に全員協議会で諮った中で、今の意見を聞く限りでは、やはりいいんじゃないかみたいなこともあるんじゃないかなと私は感じたんです。皆は必要だという意見は、一緒だと思うんです。調査は必要だということは、一緒だと思うんです。ただ、その調査の度合いですね。ポーズで調査するのか、本当に真剣にやるのか、あるいはもっと……。

大貫委員。

○大貫千尋委員 基本的に、つくるか、つくらないかは、この議運でまず決めるんです。それではその後、人数はどうしますかとか、この会派で委員会から1名だとか2名だとか、会派から1名だとかというような選び方とか、そういうことについては、全員協議会で皆さんに御相談をして、不公平がないような配慮をきちんとした上で。議運は議運としての責任を取らなくちゃ駄目だよ。あとは、調査特別委員会に会派代表で出すのか、委員会代表で出すのかは、みんなよく相談した中で、自分の会派の意見もきちんと言うよ、委員会の意見もきちんと言うよという形にすればいいわけだから。ただ最終的な、要するに、最終的には、やはり議運も調査特別委員会も外れた人たち、議員に対しての説明責任はきちんとするというで進んでいかないと。

私が心配するのは、はっきり言ってどんどん進んでいっちゃうよ。みんな議員が、22名の議員が内容をろくに分からないうちに、どんどん進んでいっちゃう。正直言って、この設計事務所や業者の選定もみんなできるんだから、知っているかどうかは分からないけれども、このPFIというやり方は。設計者決めた段階で、業者も決められるでしょう。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 急いでんだよ、しっかりしてよ。

○西山委員長 そういうことも含めて、委員会を設置すべきというのが前提なんじゃないかと思ったのです。

○大貫千尋委員 前提であれば、決を採ってください。設置するか、しないか。

○西山委員長 調査すべきは前提だと思ったのですが、いろいろな意見があまりにも乖離しているところがあるので、一度、戻したほうがいいのか、戻した、諮ったほうがいいのかと私は思ったのですが、どうしましょう。大貫委員は、今、議会運営委員会が形骸化してしまうという危惧をしております。

石松委員。

○石松俊雄委員 調査特別委員会をつくるか、つくらないかという判断を、議会運営委員会に任せられるわけではないでしょう。それは、全協で確認したんですか。していないじゃないですか。

○大貫千尋委員 屁理屈だよ、屁理屈。

○石松俊雄委員 屁理屈でも何でもありません。ここで決められてしまったら、先ほど言いましたように、私は、調査特別委員会、事項がはっきりしていないのにつくるべきではないという意見を持っているのですけれども、それが全協では言えなくなってしまうんです。委員会で決めた責任がありますから、だから全協できちんと議論するように、できるように……。

○大貫千尋委員 反対するなら反対するで、反対した上で全協でしゃべったらいいべよ。

○石松俊雄委員 だから、その上でやっぱり委員長にしてくださいということを申し上げ

ているんです。

○大貫千尋委員 構わないだよ、しゃべったって。

○石松俊雄委員 そうしたら、多数決採らなくてもいいじゃないですか。多数決採らないで、先ほど西山委員長が言ったような提案を、全協にしていただければいいじゃないですか。何で決採らなきゃいけないですか。

○大貫千尋委員 決採らなければ、つくるといふものが決まらない。はっきり言って、自分でやってきたんじゃないのか、そういうふうには。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時58分再開

○西山委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんの意見、いろいろ出ました。委員長としての見解を先ほど述べさせていただきました。

日程の中で近い段階で全員協議会を開催していただいて、その中でこの報告をしたいと思います。それで方向性をつくって、それでまた戻るかもしれませんし、そのまま全員の意見を基に、その上程になるか、あるいはそうでなくなるかというふうになるかと思えます。ただ、全員の耳に入れるべきことだと私は思うので、本日の会議の状況というか、事実関係を私のほうから報告させていただいて、改めて全員協議会の中で議論をしていただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではそのように決したいと思えます。

それでは次に、議会基本条例に基づく今後の取り組みについてですが、前回の議会運営委員会の中では、議会基本条例に基づく議会としての取組の部分と議会運営に関する制度的な改革の部分に分けて検討すべきではないかという意見が出されておりましたが、この件については、そのような形で進めるということではいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではそのように決したいと思えます。御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 次に、その他に入ります。

その他では、前回、5月24日の議会運営委員会の中で、一般質問で使用するパネルについて、傍聴者にも分かりやすくするために配付資料に追記してはどうかとの提案がありました。

その件について事務局より説明を願います。

次長、どうぞ。

○堀内議会事務局次長 資料07を御覧いただきたいと思います。

一般質問で議場内でパネルを使用する場合、傍聴者からの御意見として、パネルがよく見えないといった御意見があったことから、現在の一般質問の運用基準の一部改正案として、3ページですね、一番下のところを御覧いただきたいんですが、10その他(3)といたしまして、議場内でパネルを使用する場合は、議長の許可を得ることとし、パネルの内容について、タブレット及び傍聴者への配付資料に掲載することを可能とするという項目を追記いたしました。また、改正する時期につきましては、今定例会とするか、全議員へ周知する必要があるため次期定例会からの運用とするかについても、御協議をいただきたいと思います。

以上です。

○西山委員長 御意見があれば。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 確認なんですけれども、パネルが当日の朝にできたというような場合に、議長の許可を得てパネルを掲示することは今までどおりできるんですよね。

○西山委員長 次長、説明どうぞ。

○堀内議会事務局次長 その点は、議長のほうにも確認をしております。掲載する、しないにかかわらず、議場内で使うパネルについては議長の許可をもって従来どおりできます。ただし、印刷物に刷り込むとかそういった場合に、事前に提出がデータのほうで必要となりますので、それは必ず必要というよりもできることを可能とするということで、できない選択肢も現在のところはありますので、そういった形でまず始めてみるというようなことでこのように書いております。

以上です。

○西山委員長 よろしいですか。

○石井 栄委員 いいです。

○西山委員長 なければ、そのように決したいと思いますが。

議長、どうぞ。

○大関議長 いいんじゃないですか。今、パネルの件なので言わせてもらいますけれども、要は、当日掲載することは許可しますけれども、何でそのやつが反映されていないんだと市民から言われたとき本人が一番困ると思いますし、基準を、これからパネルを発表する、いわゆるホームページの中に出せるようなときの基準をこれからつくってきたところなのです。よろしくお願ひしたいと思います。

○西山委員長 よろしいですか。なければそのように決したいと思います。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 これは先ほど事務局の説明で、時期はいつからだということ saying したので、早ければ早いほうがいいと私は思います。

○西山委員長 事務局の都合、時期が何。

○堀内議会事務局次長 皆様にまだ全員にお知らせできていない内容で、もう一般質問の通告も締め切っているの、こちらとしては次回からのほうが皆さんにお示しした上で同じようにスタートできるかなと考えております。

以上です。

○西山委員長 だから、次回定例会からしたいということですね。

○堀内議会事務局次長 はい、のほうがよろしいかと思ひます。

○西山委員長 事務局のサイドはね。それで、皆さんがよければいいです。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それではそのように決したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ほかにございませぬか。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 議場の議事運営は議長の権限なので、議長が進めていくことには、いろいろ言うことはできないと思ひますけれども、質疑のやり方として、私が議長をやっているときは、あくまでも提案された議案に対する質疑だということ、一定その内容は吟味をしてきたつもりなんです。

今日の質疑は、条例の中は太陽光の事前協議の面積を1万から3,000平米に緩和をするという、だから厳しくするという内容の提案だったんです。しかし質疑の内容は、条例全般に対する質疑になっているわけなのですけれども、そういう質疑というのも今後、認められるのでしょうか。認めていくということなんでしょうか。そういう質疑も、私もそういう質疑ができるというふうには理解していいのでしょうか。その辺をお願いします。

○西山委員長 これは議会運営上の問題なので、やはり基準は必要かなと思ひております。本日の石井委員の、本人おりますが、石井委員の質問、大項目、それから小項目ということで分けて。議長もおりますので、議長の権限でということでは許可になりましたが、質疑には質疑の域を超えているというか、一般質問に近いものに、私も議会運営委員会委員長として聞いておりました。これは、どこかのタイミングで議論しなくちゃいけないなと思ひておりました。

石松委員から取りあえずの提案ということで出ましたので、この件につきましては、もう一度、運用基準とか運用の方法でどうなのかということ、ここであれしてはどうでしょうか。今ここで、我々で判断できない。基準をちゃんとして、もう一度して、どんな点がどうだったのかというものを含めて調査が必要なので、事務ベースの話でまず基準をつくっておきたいと思ひます。それをたたき台にしてもらって、皆さんの御意見をいただきたいと思ひます。ですから（「意見までやらないということね」と呼ぶ者あり）今日

はそこまではいいのかなと思います。

○石井 栄委員 議会の手引というのにも書いてあるように、議案の質疑というのは、総合的に議案に対する疑問点をしっかりたどっていくということで広い範囲で取り扱っていくと、べきものであるというふうになっておりますので、今のように、一言一句ここだけが改正されたという、その改正されたことだけに焦点を当てては提案の内容をしっかりと議論することはできませんし、地方自治法が想定していることでありませんし、それに制限を加えるということは、地方自治法の、地方自治の発展に逆行するものであると思いますので、その点について議論する際は十分お考えの上、対応していただきたいと思ひますし、そういう議論自体は私は必要ないというふうに思ひます。

以上です。

○畑岡洋二委員 委員長がいいというのだったら、私は今、手を挙げますけれどもいいですか。

○西山委員長 畑岡委員、どうぞ。

○畑岡洋二委員 私、偶然、今まであまりやったことないような、今回の補正予算の議案についての一般質問するんです。テーマとして出させてもらったんです。なぜかという、多分やり取りをしてキャッチボールをすると、議案の本来の目的から多分出ざるを得ないだろうと、これは私の判断、別に誰かの制限があったわけじゃなくて、そのほうが自由にやり取りができるんだろうと思って、私は最終的には一般質問これからですからどうなるか別として、一般質問の項目として一般会計の補正予算第3号のものに書かせてもらったんです。まさしく今の話の、どう判断しているかなんです。今回は、総務産業のテーマだったので、私はそれを誰かに依頼して、委員会でやるという手もあったんですけども、でも私の言葉でちょっとやりたいと思ったので、私は総務産業ではないので一般質問ということでやらせてもらったんです。多分そういうことが、これまでのいろいろな申し送り事項的になさせてきたことに、私はそこでやろうと思ったのです。それをどんどん間口を広げようと言っているのが、石井委員の話だろうと思うのです。

ということで、先の議論は止めていただいて、そういう話が出ましたので、私はそういう考えでやらせてもらいましたということだけ言わせていただきたいと、ありがとうございます。

○西山委員長 この点につきましては、次回、議会運営委員会の中で資料を基に議論をすべきことだと解しておりますので、よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午後零時11分閉会